

第 2 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成27年2月18日 15時30分～17時00分

2 場所 県庁13階第1会議室

3 出席者

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| 委員 | 泉川 委員 (委員長) 宮城 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員 (教育長) | (欠席委員) 富川 委員 |
| | 統括監等 | 教育指導統括監、参事 (2名) |
| | 課長及び 班長等 | 総務課長、教育支援課長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長 |
| 職務のため 出席した者 | (事務局) 総務課教育企画監、同課副参事、同課総務班班長、同班主査、同班主任、 同班主事、同課財務班班長、同課教育企画班主任指導主事 学校人事課小中学校人事管理監、同課県立学校人事管理班主幹、同班主査、 同課給与制度班班長、同班主幹、同課小中学校人事班主幹、同班主査 | |
| 4 傍聴した者 記者 2 人 / その他 1 人 | | |

平成26年第2回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:30）

| | |
|--------|---|
| 委員長 | ただいまから平成27年第2回県教育委員会会議・定例会を開会します。 まずはじめに、議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてお配りした日程案のとおりしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | ご異議がないものと認めます。 次に、第1回会議録の承認を行います。石嶺委員をお願いします。 |
| 石嶺委員 | 正確に記載されております。 |
| 委員長 | 正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、宮城委員をお願いします。 |
| 宮城委員 | はい。了解しました。 |
| 委員長 | それでは、報告事項に入ります。 報告事項1「平成27年度沖縄県立学校実習助手等選考試験最終合格者の報告」について、学校人事課から報告をお願いします。 |
| 学校人事課長 | （報告事項1の説明） ・平成27年度沖縄県立学校実習助手等選考試験最終合格者の報告 |
| 委員長 | それでは、御質疑ございますか。 |
| 宮城委員 | 基本的なことで申し訳ないのですが、栄養職員と栄養教諭の違いというのはどういったものでしょうか。 |
| 学校人事課長 | 学校栄養職員はいわゆる学校給食の中で、給食を通じて調理や栄養指導などをしますが、栄養教諭はそれ以外のいわゆる食育指導などを通じて、授業の中に入って指導を行います。 |
| 宮城委員 | では、今後の採用の際にも栄養職員としての実務経験3年以上の方から採用という形をとるんですか。 |
| 学校人事課長 | 栄養教諭につきましては、食育の重要性が叫ばれていく中で、制度ができて、現在は栄養職員と栄養教諭の二つの制度があります。全国的にも栄養教諭だけの採用であったりあるいは栄養職員だけの採用であったり、都道府県毎に違いがございますけども、本県におきましては栄養教諭の重要性に鑑みて今後は栄養教諭での採用を増やすように努めて参りたいと思います。 |
| 宮城委員 | 後々、栄養職員というのは、一つにされていく方向になっていく可能性があるわけですか。 |
| 学校人事課長 | そうですね。栄養職員につきましては、現在、栄養士の資格だけで受験資 |

| | |
|--------|--|
| | 格でございますけども、栄養教諭はそれプラス栄養教諭としての教員免許が必要となります。移行する場合は受験者への配慮もありますので、移行期間を検討しながら進めて参りたいと思います。 |
| 宮城委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 それでは次に報告事項 2 ・平成27年度沖縄県教育委員会職員選考試験最終合格者の報告をお願いします。 |
| 学校人事課長 | (報告事項 2 の説明) ・平成27年度沖縄県教育委員会職員 (船員等) 選考試験最終合格者の報告 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、審議事項に入ります。 本日は、議案が 9 件となっておりますが、議案第 8 号及び第 9 号は人事案件となっておりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | このとおり決定します。 では、議案第 1 号、県議会議案「平成27年度沖縄県一般会計予算」及び「平成26年度沖縄県一般会計補正予算 (第 4 号) 」に対する意見についての教育長の臨時代理の承認議案を議題とします。 議案の概要を総務課から説明願います。 |
| 総務課長 | (議案第 1 号の説明) ・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について (議案「平成27年度沖縄県一般会計予算」及び「平成26年度沖縄県一般会計補正予算 (第 4 号) 」に対する意見) |
| 委員長 | それでは、御質疑ございますか。 (なし) それでは、議案第 1 号について、採決します。 お諮りします。 議案第 1 号の「平成27年度沖縄県一般会計予算」及び「平成26年度沖縄県一般会計補正予算 (第 4 号) 」に対する意見について臨時代理について承認することにご異議ございませんでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、続いて議案第 2 号、県議会議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見についての教育長の臨時代理の承認を議題としたいと思 |

| | |
|------|--|
| | <p>ます。</p> <p>総務課から概要説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第2号の説明)</p> <p>・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見)</p> |
| 委員長 | <p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第2号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見の臨時代理について承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号、県議会議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見に関する教育長の臨時代理の承認を議題とします。</p> <p>引き続き、総務課から説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第3号の説明)</p> <p>・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見)</p> |
| 委員長 | <p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第3号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第3号「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第4号「平成27年第1回沖縄県議会における条例制定に係る教育委員会の意見開陳について」を議題にしたいと思います。</p> <p>総務課から概要のご説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第4号の説明)</p> <p>・平成27年第1回沖縄県議会における条例制定に係る教育委員会の意見開陳</p> |

| | |
|--------|--|
| | について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定による県議会からの意見聴取） |
| 委員長 | <p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、議案第4号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第4号「平成27年第1回沖縄県議会における条例制定に係る教育委員会の意見開陳について」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | （異議なし） |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>次に議案第5号、「沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>引き続き、総務課から説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>（議案第5号の説明）</p> <p>・沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について</p> |
| 委員長 | <p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、議案第5号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第5号「沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について」原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | （異議なし） |
| 委員長 | <p>議案第5号は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に議案第6号、県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見の臨時代理の承認を議題とします。</p> <p>学校人事課から説明をお願いします。</p> |
| 学校人事課長 | <p>（議題第6号の説明）</p> <p>・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）</p> |
| 委員長 | <p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、議案第6号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第6号「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条</p> |

| | |
|--------|---|
| | 例」に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | このとおり決定します。 続いて、議案第7号、県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見の臨時代理の承認を議題とします。 引き続き、学校人事課から説明をお願いします。 |
| 学校人事課長 | (議案第7号の説明) ・教育委員会権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見) |
| 委員長 | それでは、御質疑ございますか。 |
| 宮城委員 | 53ページを見ているんですが、現行が右側で、それほど人数が変わらないなど思っているんですが、こんなに少ない人数でも毎年改正が必要なんですか。 |
| 学校人事課長 | 基本的に生徒の人数等に応じて法律に基づいて算定しておりまして、それに伴い毎年条例の改正を行っています。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 (なし) それでは、議案第7号について、採決します。 お諮りします。 議案第7号「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 委員長 | このとおり決定します。 次の議案からは非公開案件となりますので、関係者以外はご退出願います。休憩します。 (傍聴者退出。以下は非公開部分のため省略します。) |